

2021年 7月

会員・準会員 各位

日本公認会計士協会  
総務担当常務理事

## 会則の一部変更について

第55回定期総会の審議事項として、同封議案書のとおり会則の一部変更案を上程することといたしました。

今回の会則の一部変更は、第2号議案及び第3号議案のとおりとなっております。審議の参考に供するため、提案の背景、趣旨等について説明させていただきます。

### I 倫理委員会有識者懇談会設置に係る会則の一部変更

倫理に係る基準設定に関して、基準設定主体のガバナンス改革が国際的な潮流となっているところ、協会においても、倫理に関する基準設定プロセスの改善・透明化の検討を進めております。

このような背景を踏まえ、倫理規範の策定・改正等に関して、外部有識者に参画していただき、広くパブリックの見解を得ることを目的として、倫理委員会の附属機関の設置を可能とする規定を追加することといたします。

なお、附属機関として想定している倫理委員会有識者懇談会の詳細については、倫理委員会運営細則において整備することといたします。

### II 中小監査事務所連絡協議会設置に係る会則の一部変更

中小監査事務所連絡協議会は、監査事務所及び監査業務の品質管理の整備状況の更なる向上に資するため、2006年以降、継続して活動を行っておりますが、会内規程上の組織としては規定されておられません。

近年の中小監査事務所への影響が大きい監査に係る国際的な動向や、監査環境の複雑化、中小監査事務所にとって喫緊の課題となっている監査におけるIT利活用、新たな担い手としてのIPO監査等、今後中小監査事務所が対応すべき課題は多岐にわたり、中小監査事務所連絡協議会のネットワークを通じた相互交流、事例の共有等にますます大きな期待が寄せられております。

こうした状況を踏まえ、中小監査事務所連絡協議会を会則第188条に規定する属性別の協議会として位置付けることといたしました。

なお、中小監査事務所連絡協議会の詳細については、新設する細則において整備することといたします。

以 上